

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
 なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の手示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
 - （1）審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
 - （2）話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - （3）はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
 - （4）病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - （5）飲食、喫煙をしないこと。
 - （6）コンピュータは使用しないこと。
 - （7）むやみに席を離れないこと。
 - （8）その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境政策部環境企画課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会
傍	聴章